

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

緑化委員会および保護樹木等の関係条文抜粋

(みどりの計画)

第7条 区長は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を練馬区緑化委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて定めるものとする。

(みどりの実態調査)

第8条 区長は、みどりの保全および創出のために必要な施策を策定するため、5年ごとにみどりに関する実態調査を行うものとする。

みどり施策の基礎データとして、みどりの実態調査を5年ごとに行う規定。
今回は令和3年度実施。
緑視率を調査します。

(所掌事項)

第10条 委員会は、区長の諮問に応じ、つぎに掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第7条第1項のみどりの基本計画の策定および変更に関すること。
- (2) 第13条第1項の郷土景観保全計画の策定および変更または廃止に関すること。
- (3) 第19条第1項の保護樹木の指定および解除ならびに同条第2項のねりまの名木の指定および解除に関すること。
- (4) 第42条第1項の規定による公表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、みどりの保全および創出に関する重要な事項

(保護樹木等およびねりまの名木の指定等)

第19条 区長は、規則で定める基準に該当する樹木または樹林で、特に保護する必要があると認めるものについて、その所有者の申請に基づき、保護樹木または保護樹林（以下「保護樹木等」という。）として指定することができる。

2 (省略)

3 区長は、第1項の規定による保護樹木の指定および前項の規定による名木の指定をしようとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。

この第19条第3項の規定により、保護樹木の指定について緑化委員会に諮問しています。

(維持管理義務)

第20条 保護樹木等または名木の所有者（次項および次条から第23条までにおいて単に「所有者」という。）は、当該保護樹木等または当該名木を常に良好で安全かつ適切に管理しなければならない。

2 所有者は、保護樹木等および名木を伐採してはならない。ただし、つぎに掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 維持管理のために行うせん定
- (2) 維持管理のために行う間伐
- (3) 危険な樹木の伐採
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

保護樹木・保護樹林に指定された樹木は、原則として、伐採してはなりません。
例外が(1)～(4)に規定されています。

(届出)

第21条 所有者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届出なければならない。

- (1) 保護樹木等または名木が滅失または枯死したとき。

- (2) 保護樹木等または名木を移植しようとするとき。
 - (3) 保護樹木等または名木を譲渡しようとするとき。
 - (4) 所有者の氏名または住所（法人にあっては、その名称または主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- 2 所有者の変更があったときは、新たな所有者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

（所有者変更に伴う権利義務の承継）

第21条の2 所有者が変更したときは、新たな所有者は、この条例による当該保護樹木等および当該名木についての従前の所有者の権利義務を承継する。

（指定の解除）

第22条 区長は、保護樹木等または名木について、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) 第21条の規定（第1号に限る。）による届出があったとき。
- (2) 所有者から指定の解除の申請があったとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

- 2 区長は、前項の規定により保護樹林または名木の指定を解除しようとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。

この第22条第2項の規定により、保護樹林の解除について緑化委員会に諮問しています。

（買取り等の請求等）

第23条 所有者は、前条第1項の規定（第2号に限る。）による指定の解除がなされないため、土地の利用に著しい支障をきたすこととなる場合は、当該土地の買取り等の措置を区長に請求することができる。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該所有者と協議のうえ、買取り等の措置をとるかどうかを決定しなければならない。
- 3 前項の規定により区長が買取り等の措置をとらない旨の決定をしたときは、前条第1項の規定により指定の解除があったものとみなす。

（費用の補助等）

第26条 区長は、みどりの保全および創出を図るため、つぎに掲げる費用の一部について補助を行うものとする。

- (1) みどりの協定を締結した者に対するその活動に必要な費用
- (2) 郷土景観保全地区内の土地所有者等に対する当該地区内の景観の保全に必要な費用
- (3) 保護樹木等または名木の所有者に対する当該保護樹木等または当該名木の保全に必要な費用

第26条第3項が、保護樹木・保護樹林の所有者に対する補助金交付等の根拠規定です。